

日本帰国・入国に際しての注意事項（7月15日更新）

スイスからの日本入国者及び帰国者に対する水際対策強化措置の変更

【ポイント】

●日本時間7月18日午前0時以降、スイスからの日本入国者及び帰国者について、入国時の検査で陰性と判定された方は入国当初3日間の検疫所長の指定する場所での待機及び入国後3日目の検査が必要なくなります。

●ただし、引き続き出国前72時間以内の検査証明書の提示、空港検疫での検査、14日間の公共交通機関の不利用、自宅等での待機、位置情報の保存・提示、接触確認アプリの導入等についての誓約書の提出等が求められています。

また、スイス連邦政府により認められたワクチンを接種した方（2回接種済み）であっても、引き続き現地出発前72時間以内に実施した検査の陰性証明書が必要です。

●現在、日本入国時の検疫検査には大変時間がかかっていると、帰国した邦人の方からご報告が寄せられています。特に、入国後に検査や書類の審査を行う検疫エリアには売店がないという情報もあります。小さいお子様をお連れの方やご高齢の方など、長時間の待機に備えた準備（お水、スナックを準備するなど）をお薦めします。

どうぞ、お気を付けてお帰りください。

【本文】

1 日本時間7月18日午前0時以降にスイスから日本に到着された方が、入国時の検査で陰性と判定された場合、検疫所長の指定する場所での3日間の待機および入国後3日目の検査を求めないこととし、入国後14日間は自宅等で待機していただくことになりました。

2 その他の水際措置に変更はなく、全ての入国・帰国者は、日本入国時の検査をはじめ、引き続き以下のことが必要になります。

日本に帰国／入国に際して必要な書類等は次の4つです。

○検査証明書

○誓約書

○アプリの登録

○質問票

（1）検査証明書

厚生労働省のサイトでは、検査証明書の様式は所定の書式の使用を奨励しつつ、所定の書式を使用することが困難な場合には、「検査証明書へ記載すべき内容」が満たされていれば、任意の書式の提出も可能との説明があります。

しかし、実際には、原則日本所定書式を使用するよう強く推奨しているため、任意の書式では、チェックイン時や出入国審査時に、確認に時間がかかったり、係員によって不備があると判断されてしまい搭乗・入国ができない恐れもあります。任意の書式を確認し、判断するのは最終的には航空会社並びに入国時の検査官にゆだねられているため、当館では、所定の書式での証明書の取得をお薦めしています。

また、スイス連邦政府により認められたワクチンを接種した方（2回接種済み）であっても、引き続き現地出発前72時間以内に実施した検査の陰性証明書が必要です。

日本の検査証明書書式（ドイツ語・英語版）[100211095.pdf \(emb-japan.go.jp\)](https://emb-japan.go.jp/100211095.pdf)

日本の検査証明書書式（フランス語・英語版）[100211096.pdf \(emb-japan.go.jp\)](https://emb-japan.go.jp/100211096.pdf)

（ア）所定の書式での検査証明取得方法

チューリッヒ空港 Checkport (Check-in2, Level1)

在スイス日本国大使館では、チューリッヒ空港にある Checkport (Check-in2, Level1) において、PCR 検査結果を日本の厚生労働省が定める書式に記入してもらうことが可能との回答を得ました。

ただし、チェックポイントで検査した方に限ります。チェックポイントによれば、他の検査機関で検査した結果を持参して日本の書式への証明を求める日本への渡航者がおられ、混雑があったとのことで、チェックポイントでは、次の取扱いをしています。

（i）日本の検査証明書書式を印刷して持参の上、受付時に「渡航先が日本である。PCR検査を希望する。日本の書式を提出する必要があるのでこの書式に記入してほしい。」と必ず伝えてください。

（ii）検査結果は、まず、メールあるいはテキストメッセージで送られてきます。

（iii）送られてきた結果と、日本の書式を再度持参し、チェックポイントの受付に日本の書式への記載を依頼してください。

（注意1）チェックポイントでは、検査結果がでるまでに約5時間かかります。また、結果が出る時間は決まっています。

くわしくは、こちらのサイトで確認してください。

<https://checkport.info/covid-testcenter-flughafen-zuerich-2>

（注意2）チェックポイントは事前に検査予約をすることはできません。夏期シーズンを迎え、特に週末は検査申請者が増加しており、日によっては1時間30分待ったという報告もあります。

時間に余裕をもってお出掛けください。

なお、チェックポイントでは、受付時に必要な手続きの事前登録をWEB上で行っていますので、登録しておくことで、受付時に記入する手間が省けるとのことです。

くわしくは、こちらのサイトで確認してください。

<https://checkport.info/covid-testcenter-flughafen-zuerich-2>

(注意3) チェックポートで受検される場合は、必ずPCR検査を受検してください。チェックポートで行われている抗原簡易検査 (Antigen-Schnelltest) は日本では有効と認められていない「定性」検査 (Qualitative antigen test) であると確認しました。日本へ帰国する際は、こちらの検査機関での抗原簡易検査 (Antigen-Schnelltest) ではなくPCR検査を受検するようご注意ください。

(注意4) 日本入国には2021年3月19日以降、現地出発前72時間以内に実施した陰性証明書が必要ですが、トランジット先については、それぞれの国の水際措置が異なりますので、各国当局のサイトないし航空会社に確認してください。

(イ) チューリッヒ空港チェックポート以外での所定の書式による検査証明書の取得方法
皆様の家庭医や、お住まいの地域の検査機関によっては、事情を説明され日本の書式に記載してもらったという報告も受けております。

まずは、次の内容を説明し、日本の書式に記載が可能かおたずねいただくのも一つの方法です。

(有効な検査方法・検体)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000800272.pdf>

(2) 誓約書

2021年1月14日より、全ての入国者を対象に、新たに日本の検疫措置 (入国後14日間の公共交通機関不使用、14日間の自宅または宿泊施設での待機、位置情報の保存、保健所等から位置情報の提示を求められた場合には応ずること等) を遵守する旨の誓約書の提出が必要です。

○誓約書のフォーマット

<https://www.mhlw.go.jp/content/000806701.pdf>

(3) スマートフォンの携行、必要なアプリの登録・利用

上記(2)の誓約書の誓約事項を実施するため、位置情報を提示するために必要なアプリ等を利用できるスマートフォンの所持が必要となります。検疫手続の際に、必要なアプリを利用できるスマートフォンの所持を確認できない方は、空港 (検疫手続エリア) 内でスマートフォンをレンタルしていただくよう、お願いすることになります。検疫手続終了後、入国審査へと続きます。

スマートフォンの携行は13歳以上の方は一人一台携行することを求められます。

なお、厚生労働省の説明では、航空機搭乗前のアプリのインストールは必ずしも求められていませんが、航空会社によってはアプリの提示をしないと搭乗手続ができないとしている航空会社もありますので、在スイス日本大使館では、搭乗手続前にアプリインストールの準備をされることをお勧めしています。

詳しくは以下の厚生労働省ホームページをご確認ください。

○スマートフォンの携行, 必要なアプリの登録・利用について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00250.html

(4) 質問票

日本到着時に、電子質問票（質問票 Web）のQRコード提示が必要です。

これは、ご自身のスマートフォンやタブレットから「質問票 Web」にアクセスし、情報を入力した後に発行されるQRコードを検疫官へ提出するものです。また、この質問票 Webに加え、別途日本到着便の機内において「健康カード」が配布されますので、日本到着時には検疫官に対し「質問票 Web 入力後に発行されたQRコード」と「健康カード」の双方を提出してください。

スマートフォンやタブレットなどのデバイスをお持ちでない場合は、到着空港に設置されたPC端末の利用が可能ですが、台数に限りがあるため、可能な限り事前（出発前）に入力しておくことを厚生労働省はお勧めしています。

なお、厚生労働省の説明では、航空機搭乗前の入力は必ずしも求められていませんが、航空会社によっては「質問票 Web」への入力後に発行されるQRコードを提示しないと搭乗手続きができない、としている航空会社もありますので、在スイス日本大使館では、搭乗手続き前にQRコードの準備をされることをお勧めしています。

○質問票 Web への到着前入力（厚生労働省）

https://p-airnz.com/cms/assets/JP/pdf/questionnaire_website_jp.pdf

○質問票 Web へのアクセス

<https://arqs-qa.followup.mhlw.go.jp/#/>

○厚生労働省 発表「水際対策に係る新たな措置について」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html

(連絡先)

○在スイス日本国大使館 領事班

電話：031 300 2222

Fax：031 300 2256

メール：consularsection@br.mofa.go.jp

ホームページ：https://www.ch.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

○在ジュネーブ領事事務所

(ジュネーブ州、ヴォー州、ヴァレー州及びティチーノ州にお住まいの方)

電話：022 716 9900

Fax：022 716 9901

メール：consulate@br.mofa.go.jp

ホームページ：https://www.geneve.ch.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

(メール配信停止手続き)

○在留届を提出されている方がスイスから転出する場合又は既に転出された場合

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/residencereport/login>

○メールマガジン解除

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/mailmz/delete?emb=ch>

○「たびレジ」簡易登録をされた方

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>